

報告「日本における外国特許法の適用」要約

野村 美明

最高裁は、2002年のカードリーダー事件において、国際的な特許紛争に国際私法を適用して外国特許法を適用する理論を採用した。学説からの厳しい批判があるものの、最高裁のカードリーダー事件判決にしたがい米国の特許法を実際に適用し、米国特許権の侵害が成立しないと判断した裁判例もあらわれている。この報告では、韓国および中国の法律家のために、カードリーダー事件判決の理論を紹介し、外国特許法を日本の裁判所で適用することの理論的・実質的意味を検討した。